

補助第86号線（志茂地区）

沿道まちづくりニュース

第 6 号
(令和6年春号)

発行 東京都 第二市街地整備事務所
(公財) 東京都都市づくり公社
第二防災まちづくり事務所

平素より、東京都の進めるまちづくりにご理解とご協力を頂き、厚く御礼申し上げます。
東京都及び東京都都市づくり公社では、引き続き安全で災害に強いまちづくりの実現を目指し
「補助第86号線（志茂地区）」の整備を進めてまいります。
どうぞよろしくお願いいたします。

代替地（移転先）のご紹介

東京都では、赤羽中央総合病院（旧赤羽中学校跡地）の北側に、2区画（150㎡）分の代替地をご用意しています。

〈代替地の概要〉

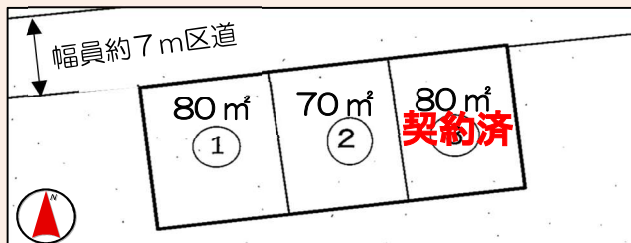
場 所： 北区志茂一丁目19番（赤羽中央総合病院北側）

面 積： ①80㎡ ②70㎡

〈案内図〉



〈配置図〉



〈代替地写真〉



土地価格の動向について

地価公示 標準地番号	所在及び地番	住居表示	地積(㎡)	調査基準日	
				令和6年1月1日 価格(円/㎡)	令和5年1月1日 価格(円/㎡)
北-5	東京都北区志茂1丁目14番62	志茂1-14-10	105	523,000	494,000
北5-15	東京都北区志茂2丁目49番6外	志茂2-49-1	150	695,000	653,000
北5-17	東京都北区志茂2丁目2番20外	志茂2-2-15	204	820,000	749,000

(出典：国土交通省不動産情報ライブラリ)

窓口案内図



【住所】北区志茂二丁目2番15号富栄ビル1階

【問い合わせ先】

補助第86号線（志茂地区）相談窓口

無料電話：0120-900-965

電話：03-5939-7201

【開設時間】10:00～18:00

（水、土、第5日曜日、祝祭日、年末年始を除く）

【用地物件補償の一口メモ】※用地測量、物件調査を行った上で、物件補償算定を行います。

◆建物移転補償の概略（構外再築工法※¹の木造の場合の補償例）

補償額＝推定再建築費※²×再築補償率※³＋取壊し費用

※¹＝残地以外の土地に従前の建物と同種同等の建物を建築することが合理的と認められる場合の工法

※²＝物件調査（「ぶっちょう」と呼んでいます）を実施し、新築相当の額を算定します。

※³＝経過年数等を加味した計算式によります（全国共通）。

◆契約までには、物件調査等で時間が必要になることから、お急ぎの方はお早めにご相談ください。

【土地建物に関する令和6年4月1日施行の法改正情報】

- ◆不動産を取得した相続人は、その取得を知った日から3年以内の相続登記が義務化されます（不動産登記法76条の2／経過措置あり／罰則あり）。
- ◆所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときは、その国内における連絡先が登記事項とされます（不動産登記法73条の2第1項2号）。
- ◆DV被害者等についても相続登記や住所変更登記等の申請義務化の対象となることに伴い、現在の取扱いについて必要な見直しをした上で、DV被害者等の保護のための措置が法制化されます（不動産登記法119条6項）。

東京都 第二市街地整備事務所 事業課

○物件調査、補償金に関すること まちづくり用地担当 丸山、小原 電話：03-5389-5161

○事業内容、測量に関すること まちづくり推進担当 池田、影山 電話：03-5389-5170

（公財）東京都都市づくり公社 第二防災まちづくり事務所

○物件調査、補償金に関すること

用地課 藤原、銀川、皿田、幸田、上野 電話：03-6454-3811